



日田市監査委員告示第 6 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監 査 対 象 : 林業振興課
措置の内容 : 別紙のとおり

令和7年5月28日

日田市監査委員	小ケ内 聡行
同	梶原 信幸

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
【林業振興課】 ○日田市補助金等交付規則第4条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示について 日田市の補助金等の交付については、日田市補助金等交付規則第4条に基づき、「日田市補助金等交付規則第4条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示」（以下4条告示という）をすることが定められている。 令和6年度の関係書類を確認したところ、補助金等交付事業のうち、4条告示に補助金の名称等で定められていないものが見受けられた。 補助金等の交付を行う市として、法令を遵守すべきであることから、規則に則った事務処理を行われたい。	【林業振興課】 林業振興課では、これまで国や県、或いは、市の施策として様々な補助事業を実施いたしております。 その際には、日田市補助金等交付規則第4条に基づき「日田市補助金等交付規則第4条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示」（以下4条告示という）に補助金の名称等を定めておりましたが、一部の補助金交付事業については、4条告示に定めず、それぞれ内規として定めた補助金交付要綱をもとに運用しておりました。 今回指摘のありました4条告示に定められていない補助金につきましては、早急に4条告示に定める手続きをいたします。 今後は、日田市補助金等交付規則に則り、新規の補助金又は補助金の補助対象等の変更、若しくは事業が終了し告示内容から補助金を削除する場合は、4条告示の改正を行うよう適切な事務処理に努めるとともに、職員に対しては改めて法令等の遵守を周知、徹底してまいります。

○今回の監査指摘を受け、4 条告示を見直すもの

日田市補助金等交付規則第4条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示の一部改正

(新規追加)

- ・日田市間伐材等安定供給推進事業補助金
- ・日田市下刈事業補助金
- ・林業就業環境改善事業補助金
- ・林業機械化推進事業補助金
- ・日田市造林作業新規参入者育成支援事業補助金
- ・日田市林業者育成支援提案型事業補助金
- ・日田市林業就業定着支援奨励金

(内容変更等)

- ・日田市高度総合木材加工団地関連農業用水確保事業補助金
- ・日田市林業・木材産業構造改革事業補助金
- ・日田市特用林産復旧支援事業補助金
- ・木の香るまちづくり事業補助金

(削除)

- ・森林整備地域活動支援交付金事業補助金